

尾張旭市議会基本条例評価シート

評価	A：概ねできている。	B：ある程度できている。
	C：あまりできていない。	D：まったくできていない。 ー：対象外

第2章 議会及び議員の活動原則

条文	取組状況	課題	今後の取組（対策）	評価	改正の必要性
<p>（議会の活動原則）</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p> <p>(1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の意見を把握し、市政に反映させるための運営に努めること。</p> <p>(3) 市長等の市政運営の監視及び評価を行うこと。</p> <p>(4) 合議制の機関として、議員間の自由な討議を尊重し、議会全体の合意形成を目指すこと。</p>	—	—	—	— (原則や目的に関する条文のため、評価対象外とする。)	無
<p>（議員の活動原則）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p> <p>(1) 議会は言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</p> <p>(2) 市政全般についての課題及び市民の意見を把握し、自己の能力を高める不断の研鑽さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をする事。</p> <p>(3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>	—	—	—	— (原則や目的に関する条文のため、評価対象外とする。)	無

<p>(会派) 第4条 議員は、政策等を同じくする2人以上をもって会派を結成することができる。</p>	—	—	—	<p>— (原則や目的に関する条文のため、評価対象外とする。)</p>	無
<p>2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。</p>					
<p>(1) 議員の活動を支援すること。</p>					
<p>(2) 政策の立案及び提言並びに議案の審議及び審査のための調査研究を行うこと。</p>					
<p>(3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。</p>					要検討